

色執成候へドモ、トカク御返答無之候、其後右ノ鯉御料ニ相成、風味各別ニ御座候ト、皆々感ジ、其上ニテ又先刻ノ庖丁ハサテモ見事ナルコト、申候、其時上様仰ラレ候ハ、何レモ先刻ヨリ庖丁ノコトヲヒタト申出候ハ、予ニ賞美モイタシ候ヤウニト存候テ、被思候、ケ様ノ小キコトニ賞ハ不行モノニ候、總テ賞罰ハツリ合申サネバ、賞罰トモニ立不申候、此庖丁ヲ賞シ候ハ害無之コトニ候へドモ、左候ハ、重テ又鯉ヲ取ヲトシ不調法ナル時、罰イタサネバナラズ候、イヅレモ平生心得アシキト被仰候由、乍恐御尤ニ奉存候、

〔嚴有院殿御實紀 二十〕萬治三年十月十六日、臺所頭天野五郎大夫正國御前○徳川にて、鯉庖丁仰付られ、時服をたまふ、

〔貞丈雜記六飲食〕後代鶴の庖丁といふ事あり、古は鶴を賞翫とせず、故に古は鶴の庖丁といふ事なし、古も鶴にても白丁にても、貴人の御前にて庖丁する事はあれども、雉鯉などの如く、式正の事はなき也、

〔諸國年中行事大成正月〕十九日 鶴庖丁 或記云、中頃豊臣太閤、年始に鶴を獻せられしより始ると云々、

今朝六位二人、末那板に末那箸檀紙をのせて舞臺へ昇すへ、扱鹽鶴一羽、末那板の上に置く、御厨所高橋大隅兩家の人參入して、隔年にこれをつとむ、其體衣冠を著し、先座して後庖丁魚箸を取て、鳥の兩羽をしごく、俗に是を水しごきといふ、次に兩翼を切て肉案まな板のうへに直違に置、十字の形を作る、次に兩足を切て、肉凡の下へ庖丁箸にてかき落す、次に頭を切てさきの兩翼十字の上に置て、千の字をつくる、是を千年切と云、又万年切とも云、扱肉を二段に調じて退く、さて清涼殿の階下へのぞみて、太刀折紙を賜ふ、左手に取て座上に退き、拜して退出す、鳥末那板等は、又六位の人撤する也、次に舞御覽ありて、後鶴高盛等の獻あり、群臣又これを賜ふ、